

中部運輸局自動車交通部

平成31年3月12日 14:00 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官

岡田、横手

052-952-8038

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分について

今般、下記4事業者について、貨物自動車運送事業法の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可の取消し処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分年月日

平成31年3月12日

2. 行政処分の内容

一般貨物自動車運送事業の許可の取消し

(貨物自動車運送事業法第33条)

3. 違反行為の概要

事業の無届出休止・廃止

所在不明事業者であって、相当な期間事業を行っていないと認められるもの。

(貨物自動車運送事業法第32条)

4. 処分対象事業者

以下のとおり

No.	事業者名	所在地
1	大常サービス 有限会社	愛知県瀬戸市緑町一丁目81
2	有限会社 大山商店	愛知県みよし市三好町半野木1番地115
3	有限会社 市野商運	三重県松阪市菅生町303
4	有限会社 コーセー	三重県三重郡菰野町大字菰野1639-49